

2022年3月4日

各位

会社名 株式会社スペースバリューホールディングス
代表者名 代表取締役社長CEO 森岡 直樹
(東証1部・コード番号1448)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 菊地 潤也
電話番号 03-5439-6070

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年2月4日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」(以下「2022年2月4日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2022年3月4日から2022年3月28日までの間、整理銘柄に指定された後、2022年3月29日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

2021年2月4日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社株式について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率

当社株式 7,047,120 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

35,235,595 株

(注) 当社は、2022 年 2 月 4 日開催の取締役会において、2022 年 3 月 30 日付で当社の自己株式 320,984 株 (2021 年 12 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数 (127,176 株) 及び 2022 年 3 月 30 日までに当社が無償取得する予定の当社の株式給付信託の所有分である 194,308 株の合計から 2022 年 2 月 4 日以降に行使される可能性のある当社の新株予約権の目的となる当社株式 500 株を控除した株式数) を消却することを決議いたしましたので、「減少する発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

35,235,600 株

(注) 当社は、2022 年 2 月 4 日開催の取締役会において、2022 年 3 月 30 日付で当社の自己株式 320,984 株 (2021 年 12 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数 (127,176 株) 及び 2022 年 3 月 30 日までに当社が無償取得する予定の当社の株式給付信託の所有分である 194,308 株の合計から 2022 年 2 月 4 日以降に行使される可能性のある新株予約権の目的となる当社株式 500 株を控除した株式数) を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

5 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

20 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、PTC J-2 ホールディングス株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) 以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数 (合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みま
す。以下同じです。）第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁
判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様の保
有する当社株式の数に、公開買付者が 2021 年 11 月 15 日から 2021 年 12 月 27 日まで実
施した当社の株券等に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格
と同額である 1,150 円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様に交付できるような
価格に設定する予定です。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社
株式の発行可能株式総数は 20 株に減少することとなります。かかる点を明確にするた
めに、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総
数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 5 株となり、単元株
式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件
として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、
定款第 8 条（単元株式数）、第 9 条（単元未満株式についての権利）及び第 10 条（単
元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うもので
あります。

当該定款の一部変更の内容については、2022 年 2 月 4 日付当社プレスリリースをご参照
ください。なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本
株式併合の効力発生日である 2022 年 3 月 31 日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2022 年 3 月 4 日（金）
② 整理銘柄指定日	2022 年 3 月 4 日（金）（予定）
③ 当社株式の売買最終日	2022 年 3 月 28 日（月）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2022 年 3 月 29 日（火）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2022 年 3 月 31 日（木）（予定）

以上